議第76号

滋賀県鉄軌道関連施設整備促進基金条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成25年２月14日

滋賀県知事　　嘉　　田　　由 紀 子

滋賀県鉄軌道関連施設整備促進基金条例の一部を改正する条例

滋賀県鉄軌道関連施設整備促進基金条例（平成２年滋賀県条例第２号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

滋賀県鉄軌道関連施設整備促進等基金条例

第１条中「の整備促進」の右に「ならびに信楽高原鐵道信楽線の施設および設備の維持管理」を加え、「滋賀県鉄軌道関連施設整備促進基金」を「滋賀県鉄軌道関連施設整備促進等基金」に改める。

第６条中「琵琶湖環状線等の鉄軌道の関連施設の整備促進に要する」を「基金の設置の目的を達成するために必要な」に改める。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。